

第 19 節 応急教育等

本町は、文教施設の被災又は小・中学校児童生徒及び保育園児の被災により、通常の教育及び保育ができない場合における応急教育等の実施は次のとおりとする。

第 1 教育施設の応急整備

忠岡町教育委員会は、被害を受けた町立小・中学校の授業実施のため、施設、設備の応急復旧及び代替校舎の確保に努める。

第 2 応急教育体制の確立

1 応急教育の実施

(1) 学校長

教職員及び児童・生徒の被災状況や所在地を確認するとともに、教育施設の状況を踏まえ、大阪府教育委員会若しくは忠岡町教育委員会と協議し、応急教育実施のための措置を講ずる。

ア 校舎が避難所として利用されている場合の本町との協議

イ 校区外に避難した児童・生徒への授業実施状況・予定等の連絡

(2) 忠岡町

学校が避難所等に指定され、長期間使用不可能と想定される場合には、他の公共施設等の避難所への転用も含め、関係機関と調整し、早急に授業を実施できるよう努める。

(3) 忠岡町教育委員会

忠岡町教育委員会は、児童・生徒の転校手続き等の弾力的運用を図る。

2 学校給食の応急措置

学校長及び忠岡町教育委員会は、学校給食の実施に支障がある場合は、速やかに学校給食用物資の確保、給食施設等の復旧などの措置を講ずる。

第 3 就学援助等

1 就学援助等に関する措置

忠岡町教育委員会は、被災により就学が困難となり、また学資の支弁が困難となった児童・生徒に対し、援助する。

(1) 町立小・中学校の児童・生徒に対する就学援助費の支給について必要な措置を講ずる。

2 学用品の支給

本町は、災害救助法に基づき、就学上支障のある小学校児童・中学校生徒に対

して、教科書及び教材、文房具、通学用品を支給する。

3 児童・生徒の健康管理

忠岡町教育委員会及び学校長は、被災児童・生徒の体と心の健康管理を図るため、学校医及び大阪府和泉保健所、子ども家庭センター等の専門機関との連携を図りながら、健康診断、教職員等によるカウンセリング、電話相談等を実施する。

第4 文化財の応急対策

指定文化財の所有者又は管理責任者は、被災状況を調査し、その結果を忠岡町教育委員会を經由して大阪府教育委員会に報告する。

忠岡町教育委員会は、被災文化財の被害拡大を防止するため、大阪府教育委員会と協議のうえ、その所有者又は管理責任者に対し、応急措置をとるよう指導・助言を行う。

第5 応急保育

1 保育児童の安全確保

本町は、災害が発生し、又は発生するおそれのある場合には、休園、中途帰宅等適切な措置をとる。

2 保育施設の応急整備

本町は、被害を受けた保育所の保育実施のため、施設、設備の応急復旧及び代替施設の確保に努める。

3 保育児童の健康保持

本町は、被災地区の保育児童に対しては、大阪府和泉保健所の指示援助により、健康診断、検便等を行い、健康保持に十分注意するとともに、感染症予防についても適当な指導を行う。